

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	財産活用課	整理番号	2-1
処分の種類	行政財産目的外使用許可の取消			
根拠法令条例等・条項	地方自治法第238条の4第9項			
処分の概要	行政財産目的外使用許可の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	「行政財産目的外使用許可事務取扱要領」第5-6-(1)-ア 第5 使用許可の手続き 6 使用許可の取消し又は変更 使用許可を取り消すとき、使用許可内容を変更するとき、又は許可を受けている者から取消し若しくは変更の申出があったときの取扱いは次に掲げるところによるものとする。 (1) 使用許可の内容の全部又は一部を取り消す場合 ア 公用、公共用に供するため必要を生じたとき又は許可条件に違反する使用者の行為があると認めるとき。			
基準の制定根拠	行政財産目的外使用許可事務取扱要領(昭和52年3月25日付け51管第185号) 第5-6-(1)-ア			